

那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）指定管理者募集に関する質問への回答

No	質問事項	資料及び項目名・頁	回答
1	<p>募集要項 P.3 4-1 (1) 使用許可の※印「目的外使用許可の受付も含む」とあります。また、管理運営業務基準 P.4 によると、指定管理者は目的外使用許可申請の許可は行うことはできないと記載がありますが、受付業務は指定管理者で行い、使用料は管理組合が収受するということになりますでしょうか。</p> <p>また、駐車場等が目的外使用となった場合、指定管理者に対する駐車場使用料の補償はありますか。</p>	<p>募集要項の3ページ 4. 指定管理者が行う業務 4-1(1) 管理運営業務基準の3ページ・4ページ 4. 指定管理業務の(1)および4-1表</p>	<p>行政財産の目的外使用許可については、法令に基づき那覇港管理組合が許可（または不許可）を行い、許可に伴う使用料も那覇港管理組合が収受するものであります。</p> <p>指定管理者が行う受付業務は、目的外使用許可申請を受け、申請内容に対する指定管理者の意見を付していただくことにより、当組合は意見を参考に許可（または不許可）の判断を行うことで、申請から許可までの一連の手続きをスムーズに行うものであります。</p> <p>また、目的外使用許可に伴う指定管理者への補償はありません。</p>
2	<p>修繕費の負担として、管理運営業務基準 P.5 4-2 の表中に、1件50万円以下のものについては指定管理者とあります。</p> <p>また、同資料 P.9 の施設や設備の損傷の欄には「小規模な修繕（1件50万円未満の修繕費）」とあります。</p> <p>指定管理者が負担すべき修繕費は、“50万円以下”か“50万円未満”か、どちらになりますでしょうか。</p>	<p>管理運営業務基準の5ページ 4. 指定管理業務の4-2表 管理運営業務基準の9ページ 【3】リスク分担表</p>	<p>指定管理者が負担すべき修繕費は、1件50万円未満となります。</p>

那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）指定管理者募集に関する質問への回答

No	質問事項	資料及び項目名・頁	回答
3	<p>様式4以降の、事業計画書について、各設問表裏2ページ以内とありますが、枠等に変更可能でしょうか。また、書体サイズ10.5ポイント以上とあり（表・グラフは除く）とありますが、これは文字サイズについては表・グラフは10.5ポイント以下でもよいが、図・表入れて全て2ページ以内ということになりますでしょうか。</p>	<p>様式集の様式4</p>	<p>枠等の変更については、様式の体裁を極端に変更しない範囲での幅・高さの調整は可とします。</p> <p>書体サイズは、文字10.5ポイント以上とし、表・グラフは10.5ポイント以下も可となります。</p> <p>事業計画の要点を簡潔かつ読みやすく記載いただきたく、ページ数および書体サイズを設定しておりますが、やむを得ず、2ページを超える場合は、簡潔かつ読みやすい記載となるようご留意いただき、できる限り少ないページ数に収めて下さい。</p>
4	<p>ビーチ監視体制等①にビーチ監視責任者2名（若狭側・辻側にそれぞれ1名ずつ）配置とありますが、各ビーチ専任でそれぞれ1名ずつ配置しなければならないのでしょうか。（例若狭で専任1名、辻で専任1名）もしくは、有資格者の責任者1名が常駐（複数名が交代勤）していればいいのでしょうか。</p>	<p>管理運営業務基準の6ページ 4. 指定管理業務の4-4表</p>	<p>海水浴客の安全を確保する体制として、ビーチ監視責任者は、有資格者を若狭側で専任1名、辻側で専任1名を常駐で配置いただく必要があります。</p> <p>ただし、ビーチ監視責任者の交代勤務は可となります。</p>
5	<p>ビーチ監視体制等①(1)(2)監視条件について、監視責任者および監視員、全てこの条件にあてはまる有資格者となりますでしょうか。</p> <p>※印の記載には、監視員のうち上記いずれかの資格と持っている者を常に1名以上とあります。</p> <p>また、監視責任者と監視員は兼任できますでしょうか。</p>	<p>管理運営業務基準の6ページ 4. 指定管理業務の4-4表</p>	<p>監視条件(1)(2)は、監視責任者の条件となります。</p> <p>ただし、監視責任者及び監視員に対して、人工呼吸法講習会、総合救助訓練の実施など、監視及び救助体制に必要な体制を確保して下さい。</p> <p>また、監視責任者についても、監視等安全管理の人員に含まれます。</p>

那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）指定管理者募集に関する質問への回答

No	質問事項	資料及び項目名・頁	回答
6	ビーチ監視体制等④遊泳禁止等の対応に、「・・・注意報または警報が発令された場合・・・「遊泳禁止」等・・・」と記載がありますが、注意報発令時も遊泳禁止となりますでしょうか。	管理運営業務基準の 6 ページ 4. 指定管理業務の 4-4 表	遊泳禁止等については、沖縄気象台の情報やビーチの風・波などの状況から、危険と判断される場合に行われるものと考えております。
7	3. 執務体制等(1)波の上緑地・・・利用時間内は・・・常勤職員を1名以上配置、とありますが、夜間の利用申請がない場合でも、職員の常駐は必要でしょうか。	管理運営業務基準の 3 ページ 3. 執務体制等(1)	指定管理業務を適切に行うための人員体制として、利用時間内における常勤職員の配置は必要と考えております。 特に、事故や災害時の緊急時については、常勤職員により対応いただく必要があると考えております。
8	施設の管理責任範囲についてですが、以下の施設の海域は指定管理者でしょうか。那覇港管理組合でしょうか。 ・三重城小船溜まり ・波の上ビーチ（緑地側） ・波の上ビーチ（若狭側・辻側）遊泳エリア外		指定管理対象施設内は、指定管理者の管理責任範囲であり、施設外は那覇港管理組合の管理責任範囲となります。 波の上ビーチについては、ビーチ両端の護岸に囲まれた範囲が管理範囲となります。 ただし、指定管理対象施設内であっても、水域（海域）の使用方法によっては、慎重な判断が求められますので、安全面等疑義がある場合は、那覇港管理組合と協議の上、対応いただくものとします。
9	様式5-3 収支計画書はこの様式の通りに提出となりますか。	様式集の様式5-3	様式記載の項目にあてはまらない場合の項目の変更、行列の幅、行の挿入、ファイル形式の変更は可とします。

那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）指定管理者募集に関する質問への回答

No	質問事項	資料及び項目名・頁	回答
10	<p>様式5-1 自主事業計画について、委託するかどうか未定の場合は、どのように記載すればよろしいでしょうか。また、計画後、委託をする、しないの決定が変更になる場合、また委託先を変更することは可能でしょうか。</p>	様式集の様式5-1	<p>委託が未定の場合は、様式中の（第三者への委託有無）は「無」を記載下さい。</p> <p>また、委託に関する変更については、事前に那覇港管理組合管理者の承認を得る必要があります。</p>
11	<p>様式5-3 (1)収入の「利用料金収入」に波の上ビーチ（ビーチ等）とありますが、これは「シャワー」「コインロッカー置場」のことでしょうか。</p> <p>また、管理棟シャワー施設収入については、波の上ビーチ（ビーチ等）の欄に含まれますでしょうか。</p>	様式集の様式5-3	<p>参考資料の別添3-3 有料施設のとおり「シャワー」「コインロッカー置場」となります。</p> <p>管理棟シャワー施設については、主にビーチ利用者の使用が見込まれますので、波の上ビーチに含めて下さい。</p>
12	<p>様式5-3 (2)支出について、管理業務、自主事業共に記載の項目は任意で変更可能でしょうか。それとも、記載の項目通りに提出しなければいけないでしょうか。</p>	様式集の様式5-3	<p>様式記載の項目にあてはまらない場合は、任意の項目を記載下さい。ただし、項目名は異なるが内容が同じである場合は、様式の項目に記載下さい。</p>
13	<p>様式5-3 収支計画書の利用料金収入に「三重城小型船溜まり駐車場」と記載されていますが、これは専用使用のことでしょうか。</p>	様式集の様式5-3	<p>専用使用分となります。</p> <p>一般使用については、「三重城小型船だまり駐車場」と「波の上緑地駐車場」への入退場を一つの機械式ゲートで管理しており、使用施設を特定することが困難であるため、現状は「波の上緑地駐車場」使用分としてカウントしております。</p> <p>今後のカウント方法については、那覇港管理組合と指定管理者間で協議のうえ、決定します。</p>

那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）指定管理者募集に関する質問への回答

No	質問事項	資料及び項目名・頁	回答
14	大量の漂着ゴミ、不法投棄等による産業廃棄物処分費用は、全て指定管理者の負担になりますでしょうか。		参考資料の別添 3 - 4 清掃等業務内容の表欄外※書き 4 行目記載のとおり 「※産業廃棄物処理については、マニフェストで管理し、処分費用は管理者と協議するものとする。」